

近鉄奈良駅周辺屋外広告物修景イメージパース作成業務について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和元年10月4日

奈良県知事 荒井正吾

## 1 業務概要

### (1) 業務の名称

近鉄奈良駅周辺屋外広告物修景イメージパース作成業務（以下「業務」という。）  
委託

### (2) 業務委託期間

契約締結の日から令和2年1月31日（金）まで

### (3) 委託金額

3,894千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）の範囲内

### (4) 委託業務の履行地

奈良市登大路町30 奈良県庁

## 2 参加資格

次に掲げる(1)から(8)までのいずれの要件も満たした者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (7) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目：「Q4（検

査・分析・調査業務)」で登録している者であること。

(8) 国又は地方公共団体との間で、過去5年間（平成26年度から平成30年度）に県が同種と認める業務の履行実績を有していること。

※同種業務：まちなみ景観の検討に関するイメージパースの立案・作成を含む業務

### 3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

### 4 手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、参加申込書等の提出場所及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階

奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課 きれいプロジェクト推進係

TEL : 0742-27-8663 / FAX : 0742-22-1668

E-mail : kankyo@office.pref.nara.lg.jp

(2) 公募型プロポーザル説明書の交付期間、交付方法

令和元年10月4日（金）から令和元年10月25日（金）午後5時までの間に、

(1)の担当部署又は奈良県ホームページから入手するものとする。（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

(3) 参加申込書の提出期限

令和元年10月16日（水）午後5時まで

(4) 提案書の提出期限

令和元年10月29日（火）午後5時まで

### 5 質問及び回答

(1) 受付期間

令和元年10月16日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式不問）に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAX又は電子メールにて送付してください（審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話又は

口頭による質問は受け付けません。 ) 。

(3) 提出先

上記「4 手続等」の(1)に同じ

(4) 質問内容に対する回答

参加申込書の提出があった事業者から受理した質問内容を全てまとめ、参加資格が確認された全事業者あて、令和元年10月18日(金)午後5時までに、FAX又は電子メールで回答します。

6 プロポーザルに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 最優秀提案者の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 最優秀提案者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

## 8 契約の解除

契約締結後、契約者について上記「7 契約の不締結」の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記「7 契約の不締結」の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。

## 9 その他

詳細は、公募型プロポーザル実施説明書等によります。